平成２６年（フ）第２４号
鹿児島県南九州市頴娃町牧之内10885番地２
債務者　一氏　晴美
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部
平成２６年（フ）第２３号
鹿児島県薩摩川内市神田町４番17号　第１浜崎ビル202、前住所愛知県半田市旭町２丁目27番地の１　レインボーティアラ東成岩605号
債務者　新川　　愛（旧姓長友）
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係
平成２６年（フ）第２５号
鹿児島県薩摩川内市湯田町3836番地５、前住所鹿児島県薩摩川内市湯田町3836番地１
債務者　橋口　輝美
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係
平成２６年（フ）第６７号
鹿児島県肝属郡肝付町前田4943番地７
債務者　野下　竜輔
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
平成２６年（フ）第５号
福島県相馬市北飯渕２丁目５　相馬市北飯渕応急仮設住宅20棟６号、住民票上の住所福島県相馬市尾浜字追川１番地の16
債務者　高玉恵美子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
福島地方裁判所相馬支部
平成２６年（フ）第１００号
長野県木曽郡木曽町日義4906番地１
債務者　川口　知秀
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
長野地方裁判所松本支部
平成２６年（フ）第１１８号
静岡県富士市富士見台７丁目１番地の11
債務者　水野由美子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
静岡地方裁判所富士支部
平成２６年（フ）第８１号
三重県四日市市三重４丁目14番地　６棟56号室
債務者　徳野美保子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係
平成２６年（フ）第１０４号
三重県員弁郡東員町笹尾東４丁目３番17
債務者　南坂　政和
1　決定年月日時　平成26年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係
平成２６年（フ）第１０５号
三重県四日市市川原町23番13号　ライオンズマンション川原町1102
債務者　染川　仁志
1　決定年月日時　平成26年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係
平成２６年（フ）第４３８号
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島12棟103号
債務者　桝田　典子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２６年（フ）第４７８号
京都市東山区一橋宮ノ内町12番地４　ニューシャト一東山102
債務者　竹田ひろ子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２６年（フ）第５００号
京都市右京区西院乾町73番地２
債務者　松下加寿美こと　松下加壽美
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２６年（フ）第６０４号
京都市右京区嵯峨天龍寺若宮町20番地　フォレストコート201号室
債務者　中店　佳子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２６年（フ）第６２８号
京都市西京区大原野西境谷町３丁目６番地７棟501号、前住所京都市西京区大枝塚原町３番地７　レオパレス西京304号
債務者　谷川　賢祖
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２６年（フ）第６４１号
京都府宇治市木幡南原５番地の28、前住所京都府宇治市木幡御園69番地の１グラン・コート宇治東308号
債務者　大道　　亘
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２６年（フ）第１７１号
奈良県天理市中町46番地14
債務者　樫本　賢二
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
奈良地方裁判所